

**「大量出血症例に対する血液製剤の適正な使用のガイドライン」
を踏まえた「血液製剤の使用指針」の改正について**

平成 30 年 9 月 19 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課

1 改正の趣旨

日本医療研究開発機構委託事業（医薬品等規制調和・評価研究事業）により、最新の医学的知見に基づいた「大量出血症例に対する血液製剤の適正な使用ガイドライン」が作成されることを踏まえ、「血液製剤の使用指針」を改正する。

2 改正の要点

- ・ 大量出血の際は、凝固障害が起こりうるため、出血の早期より赤血球液、新鮮凍結血漿を一定の比率で投与することを推奨していたところ、血小板濃厚液も含めて投与単位の比率を 1 : 1 : 1 となること目標として投与することを推奨する。
- ・ 抗線溶薬は、大量出血の際に輸血量や死亡率を低下させる可能性があることから、早期の投与を推奨する。
- ・ その他：参考文献の追加、用語の整理など。

3 改正時期

平成 30 年度内を予定する。